

県民意見の募集について

計画等の案の名称	静岡県浴場業許可取扱要綱の一部改正（案）
意見募集の趣旨	<p>近年、入浴施設の営業形態が多様化している中で、営業形態によっては、現行の静岡県浴場業許可取扱要綱（以下、「要綱」という。）で定める構造設備の基準が、事業者に過剰な負担を強いる場合があります。</p> <p>昨今の社会情勢の変化や、現在想定される新しい入浴形態に対応するため、公衆衛生上支障がない範囲内において、知事が要綱に定める構造設備基準を緩和できる「特例規定」を新たに設ける改正を行います。</p> <p>つきましては、この改正に対する県民の皆様からのご意見を広く募集します。なお、県内の保健所設置市（静岡市及び浜松市）の公衆浴場については、それぞれの市が定める条例等が適用され、県の条例等の適用はありません。</p>
意見の提出期間	令和7年1月10日（金）から 令和7年2月7日（金）まで
意見の提出方法	<p>郵送、ファクシミリ、電子メール又は持参のいずれかの方法で意見を提出してください（様式自由）。</p> <p>電話での御意見は御遠慮ください。</p> <p>なお、いただいた御意見の内容について照会する場合がありますので、意見書には氏名、住所及び連絡先（電話番号等）を明記してください。</p>
意見の提出先	<p>○ 郵送の場合（2月7日必着） 〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6 静岡県健康福祉部生活衛生局衛生課生活衛生班あて（西館5階）</p> <p>○ ファクシミリの場合 054-221-2342</p> <p>○ 電子メールの場合 eisei@pref.shizuoka.lg.jp</p>
問い合わせ先	健康福祉部生活衛生局衛生課 生活衛生班 電話番号054-221-2448
備考	<p>いただいた御意見（類似する御意見はまとめた上で）に対する県の考え方は、県のホームページでお示しします。御意見を提出された方、一人ひとりには回答いたしませんので、御了承ください。</p> <p>いただいた個人情報は、この意見募集の内容確認のみに利用します。</p>